ゲートキーパー　～弁護士から警察への依頼者密告制度～

政府は、二〇〇五年（平成一七年）一一月、金融情報機関を金融庁から警察庁へ移管することとした。それに伴い、弁護士に依頼者の「違法の疑いのある活動」を警察庁に通報する義務と、通報の事実を依頼者に秘匿することを義務付ける法案を、二〇〇七年一月招集の通常国会に提出するべく目下準備中である。

近時の国際社会において、マネーロンダリング（資金洗浄、即ち、不正又は出所不明な資金を銀行口座や金融商品等を通して正当な資金と見せかけること。）や、テロ資金の移動が大きな問題となっていることは事実である。そして、これらを防止するため、国民の各種の人権を侵害することなく、世界各国が協力して国内的法制を整備する必要性については否定するものではない。しかし、この密告制度を弁護士或いは弁護士会にまで適用し、金融取引におけるゲートキーパー（門番）として違法な資金援助を監視・規制させようとすることには断固反対である。

弁護士は、依頼者の人権と正当な法的利益を擁護することを職務の本質としている。この弁護士の職責を全うするためには、依頼者の全面的な信頼の下に、秘密事項を含め全ての事実の開示を受けた上で、依頼者にとって最善の方策を考え、遂行しなければならない。弁護士には守秘義務が課されているが、これは、依頼者が、有利不利を問わずあらゆる事実を安心して弁護士に打ち明けられることを保障する制度であり、依頼者が弁護士による適切な弁護を受けられるための最も重要な担保である。しかし、ゲートキーパー制度が弁護士に適用されれば、弁護士は依頼者の弁護の過程で得た「違法の疑いのある活動」を警察庁に密告しなければならなくなる。これでは、依頼者は安心して弁護士に真実を語ることを躊躇し、その結果法に適った適切な助言を得られず、違法・不当結果を招いてしまうことにもなりかねない。即ち、被害を蒙るのは依頼者で

ある。

また、弁護士は、依頼者の人権の擁護のためには、国家権力の過ちも臆することなく正すことができなければならないから、弁護士は政府機関から独立し、その監督を受けない職業として認められており、弁護士会にも高度の自治が認められている。他方、警察庁は、犯罪捜査を基本とする国家機関であり、刑事弁護などを通じて弁護士・弁護士会とは制度的に対抗関係にある。従って、弁護士会は、政府機関の中でもとりわけ警察庁に対しては、その独立性を保たなければその職責を果せない。このような立場にある弁護士が依頼者の相談等を通じて得た情報を、それも単に「疑わしい」というレベルでの情報について、警察庁に通報することになれば、依頼者の人権など簡単に吹き飛んでしまうことになろう。

それでは、弁護士の守秘義務の範囲外の部分についてのみこの制度を適用すれば問題は解決するのであろうか。そのように簡単な問題ではない。守秘義務の範囲内であるかないかについては、これまで当局の解釈と日本弁護士連合会の解釈に差異があったことはしばしば経験してきたところである。従って、警察庁が守秘義務の範囲について、これを狭めるような解釈を押しつけてくる可能性は否定できない。

諸外国の動きを見ると、アメリカでは法曹協会が協力に反対しており立法化されていないし、カナダでは立法化されたものの全ての州で憲法違反の判断が出され、施行が停止されている。イギリスでは、ソリシター（事務弁護士）に刑罰をもってこれを適用する法律が制定されたが、二〇〇四年には一万数千件に及ぶ報告がなされ、市民の弁護士に対する信頼を揺るがす事態となっている。

この制度の危険性を十分御理解頂き、その立案過程に御注目頂き度い。

【平成１８年６月７日　静岡新聞　朝刊　掲載】